

# 信州の農業資産「語り部交流会 in 長野」開催業務委託仕様書（案）

## 1 業務の名称

信州の農業資産「語り部交流会 in 長野」開催業務

## 2 目的

疏水、ため池、棚田等の「信州の農業資産」について、近年、その歴史を知る施設管理者等の高齢化・担い手不足が進んでおり、いかに健全に次代へ引き継いでいくかが課題となっている。

農業農村に関わる偉人や偉功等を踏まえ、現在の農業農村整備に係る県民、土地改良区など地元の苦労や取組を地域の方々のみならず、多くの方々から理解と共感を得ることが肝要である。

については、「語り部交流会 in 長野」（以下「交流会」という。）の開催を核として、県内の世界かんがい施設遺産の「滝之湯堰・大河原堰」を中心に、施設を保全する地域の取組を紹介するとともに、平野啓子氏の「語り」を通じて、県民へ農業農村整備の歴史について情報発信し、理解醸成を図ることで、「信州の農業資産」を伝承することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

## 4 業務の内容

受託事業者は、次の項目について委託者と協議の上、交流会を開催するとともに、併せて「信州の農業資産」を伝承するための資料として取りまとめること。

なお、開催にあたっては、別添交流会企画・立案・開催マニュアルを踏まえて、開催するものとする。

### (1) 開催に向けた調整、資料作成等

- ・ 契約期間中の打合せ及びリハーサルを実施すること
- ・ 交流会会場のレイアウト及び会場ホワイエの展示レイアウトを企画すること
- ・ 開催事務局用に交流会当日における進行台本を作成すること  
進行台本は、舞台転換や演出（映写、音響、照明等）に関する内容を含むこと
- ・ 語り部・かたりすと平野啓子氏の講演「語り」の原稿を作成すること  
また、原稿に沿ったスライド（写真や動画、文献等）を作成し、講演時に上映すること
- ・ 基調講演講師 NPO地域学習支援センター代表 関雅一氏及びその他出演者の発表内容、展示内容等に対し、必要な原稿や資料を作成すること  
また、原稿や資料に沿った動画を作成し、展示ブース等で上映すること
- ・ 作成する原稿や資料、スライド、動画の内容は委託者との打合せにより決定すること  
また、それらの素材は原則、委託者から提供するが、必要に応じて受託者も対応すること
- ・ 原稿は Word、スライドは PowerPoint、その他資料や動画は適当な任意のデータ形式で作成し、委託者による校正を行った上で、納品すること

### (2) 参加者の募集

- ・ 参加者募集用チラシ及びポスターを作成・印刷し、県民等に周知を図ること  
なお、参加者は県民、学生、農業関係者、国、県、市町村職員等を想定している
- ・ チラシ及びポスターは、委託者による校正を行った上で、PDF データで納品すること
- ・ 参加者募集には SNS 等を活用すること
- ・ 参加申込みや問合せの対応を行う事務局を設置すること
- ・ 参加者名簿を整備すること

### (3) 会場の設営等

- ・ 看板、横断幕、当日出演者の名札を作成すること
- ・ 展示に必要な資料の借り受け、運搬をすること

- ・計画されたレイアウトに基づき、受付、展示資料、看板、椅子及び機材等を配置すること
- ・原則として会場施設の備品を活用するが、不足がある場合は、受託者にて調達すること  
なお、会場の「茅野市役所 8階大ホール」は、無償で借り受けられることとなっている
- ・開催事務局、来賓及び出演者の控室を設置すること
- ・交流会当日の昼食として、出演者用の弁当及び飲料を 6 食分用意すること

#### (4) 当日の運営

- ・機材の取扱い、照明・音響の操作等、当日の運営を行うこと  
また、予め機材の動作確認をすること

#### (5) 動画の撮影、配信等

- ・交流会当日の様子を撮影及び編集し、m p 4 形式で納品すること
- ・撮影及び編集した交流会当日の動画をオンデマンド配信すること  
なお、当日のライブ配信は行わない

#### (6) アンケートの実施

- ・委託者と協議の上、決定した項目について、参加者に対しアンケートを実施すること
- ・回収したアンケートを集計し、結果を提出すること

#### (7) 運営経費の支払事務

- ・出演者への謝金、旅費の支払いを行うこと  
また、支払い時に必要な受領書を用意すること
- ・機材の賃料、資料の借り受け料等の支払いを行うこと

キャスト	氏名	謝金	旅費の起点
語り部	平野 啓子	10 万円	東京都目黒区 (宿泊)
司会	稲井 まり子	5 万円	東京都渋谷区 (宿泊)
司会補助等	平野 啓奈		愛知県半田市 (宿泊)
基調講演及び パネラー	関 雅一 (NPO 地域学習支援 センター代表)	(打合せ) 3,700 円/h×6.0h =22,200 円 (交流会) 5,700 円/h×2.5h =14,250 円	長野県茅野市
パネラー	検討中 (五郎兵衛用水関係者)	(交流会) 3,700 円/h×6.0h =22,200 円	長野県佐久市
〃	検討中 (拾ヶ堰関係者)	(交流会) 3,700 円/h×6.0h =22,200 円	長野県安曇野市

#### ※謝金について

語り部、司会及び司会補助等は、他県開催の過去イベントから想定  
基本講演及びパネラーは、県統一単価（講師手当等）及び想定する時間から算出

#### ※旅費について

旅費の起点から会場への交通費及び現地での移動に必要な経費を計上すること  
語り部、司会及び司会補助等は、委託者と調整の上、茅野市周辺で一泊分の宿泊施設を確保すること

## 5 「語り部交流会」の概要

(1) 開催期日 令和 8 年 12 月 12 日 (土) 午後 1 時 30 分から午後 4 時

(2) 会場 茅野市役所 8 階 大ホール (茅野市塚原二丁目 6 番 1 号)

(3) 開催方法

講演及びパネルディスカッション

ホワイエ又は会議室を利用した資料展示

会場への直接参加は、150～200名を想定

「基調講演」 NPO 地域学習支援センター 関 雅一 氏

「語り」 語り部、かたりすと 平野 啓子 氏

「話題提供」 県内の世界かんがい施設遺産について 長野県農政部農地整備課

「語りフォーラム」 【コーディネーター】 平野 啓子 氏

【パネラー】

関 雅一 氏（滝之湯、大河原堰関係者）

検討中（五郎兵衛用水関係者）

検討中（拾ヶ堰関係者）

検討中（茅野市）

検討中（農林水産省）

小松 俊一 氏（長野県農政部農地整備課長）

(4) 主 催 長野県

(5) 共 催 茅野市

(6) 協 力 平野 啓子（企画・開催指導）

(7) 後 援 農林水産省農村振興局、長野県土地改良事業団体連合会  
茅野市滝之湯堰土地改良区、茅野市大河原堰土地改良区  
五郎兵衛用水土地改良区、長野県拾ヶ堰土地改良区

(8) 参加費 参加者の参加費は無料とする

6 成果物等

4の業務内容をまとめた報告書を1部納品すること。

なお、4の(1)、(2)、(5)で作成した資料、動画は電子データで添付すること。

7 スケジュール

事業実施に関する概ねのスケジュールは以下のとおり。受託者は下表及び企画提案に基づく本業務を実施すること。

時期（目安）	業務内容
令和8年6月～ （契約締結後）	打合せ（企画、出演者、会場レイアウトの決定） 発表資料、展示資料、動画、看板及び横断幕、 参加者募集用チラシ・ポスター等の作成 出演者、会場及び機材の手配、リハーサル 等
令和8年9月～	参加者の募集
令和8年12月11日 （語り部交流会前日）	交流会に向けた平野啓子氏の現地視察
令和8年12月12日 （語り部交流会当日）	会場設営、当日の運営、動画の撮影 アンケートの実施・回収 等

令和9年1月末日

動画の編集・配信、アンケートの集計・提出  
支払い業務 等

## 8 提出期限

4の業務内容をまとめた報告書は、令和9年2月26日までに提出するものとする。

## 9 機密保持

受託者は、本業務により知り得た情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならない。

## 10 その他

- (1) 受託者決定から契約締結までの間に委託者と契約内容を詳細に協議すること。
- (2) 本委託業務で作成する情報は、委託契約締結時に協議により詳細を詰めるものであること。なお、協議の過程で作成した情報の一部修正や作成が必要な情報以外のものを仕様に追加する場合がある。

## 11 委託業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- (3) 使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分に配慮し、これを行わないこと。
- (4) 業務上知り得た個人の秘密は、第三者に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了後または解除後も同様とする。
- (5) 成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (6) 本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。
- (7) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (8) 成果物等に関する著作権は、長野県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- (9) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (10) 業務に必要な経費は受託者側で負担すること。
- (11) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。